



愛知県教育委員会教育長 様

2017年4月20日

愛知県教育委員会が所有する文書については、行政文書開示担当者（総務課）が請求に応じて、すばやくわかるような体制（判別できる体制）を確立するとともに県内の教育情報に関する情報取得を素早くおこなうことを求める請願

住所

氏名

宮崎邦彦

1 請願の趣旨 経過

- (1) 2017年3月10日教育委員会への開示請求のため、自治センター2階に行く。
- (2) ① 日進市（部活動に関する件）中学校長と小学校長でかわされた、覚え書についてわかるもの
② 豊橋市（部活動）朝練習中止についてわかるもの。（資料1）を県民生活課、開示担当者に示す。教育委員会事務局、総務課開示担当者に電話で連絡される。確か、「ない」ということであった。
そのあと、西庁舎10階で、体育スポーツ課職員と別の職員（総務課）が見えて、日進市、豊橋市について、「ない」とのことであった。請求について口頭ではあるが、2回の不開示を受ける。
- (3) 2017年3月13日付、「3月10日に、ないといわれたものについて北名古屋、小牧市を付け加えて」行政文書公開請求書を提出する。（資料2）
- (4) 請求①②に関しては、②は2017年3月7日中日新聞（資料8）による。③に関しては「2017年3月はじめ県職より知る」とあるように、県職員と、知人のやり取りをそばにいて、覚え書があることを知ったからである。ないといわれはしたが、請求をしました。
- (5) 一度「ない」ということでしたが、やはり実物を見る事ができたら見たいということで請求しました。結果は、教育委員会事務局がなされることであり、その結果を見て次のことを考えたら、いいのではないかと考えました
- (6) 行政文書開示決定通知書（資料3）、行政文書不開示決定通知書（資料4）、行政文書決定通知書（資料5）が、届きました。
- (7) 日進市に関する件は、2017年4月5日に受け取りました。なぜ最初は「ない」ということなのに、開示されることになったのか経緯をまだお聞きしていません。

- (8) 3月10日時点で、担当者が確認されたが、確認された課等にはなかったことなのかもしれません。請求するもの理解できないことです。ある（請求文書の存在に）可能性について少しでも希望等を持っていなかったら請求できないところです。

しかし、このようなことが起きることを想定（請求文書の存在に希望を）をしていなかったら、請求することもなく、文書を見ることもなかったこととなります。仮に請求があっても、「ない」といった担当者が、調査しなおさなかったら、開示されることはなかったといえます。

どのような経緯・過程で文書が特定され開示されたのか、今後の、公開請求のために、知りたい。教育委員会は、明らかにする義務と責任があるといえる。

- (9) 2017年4月7日、尾張教育事務所で、請求②にある「北名古屋市、小牧市」について受け取りました（資料6）確か県教委の調査によるとお聞きしました。朝練習についての項目もあります。

- (10) 豊橋市「朝練習中止通知」についてわかるものは、不開示のままです。豊橋に関する報道で、朝練習について、中日新聞（資料8）では、県教委によると、北名古屋市、小牧市・・・とあります。県教委としては、調査もしていることであり（資料6）把握されていることであるから、新しい動きには敏感になっておかしくないことである。1度、ないといった以上、触りたくないことなののでしょうか、住民も関心を持っていることゆえにそれなりに、関心のある事項の必要な文書は率先して入手してもらいし、県教委としても活用してもらいたい。新聞記事には、「生徒の健康を守る」「教師の負担軽減も」ということが、見出しの一部になっています。教育委員会は、事務局職員自らが忙しくて、「生徒の健康を守る」教師の負担軽減」ということと云われても、関心が向けられない状態なのかもしれません。

生徒の健康、教師の負担軽減、それぞれ、命と健康にかかわることです、取り組みとして、必要なことであり、参考にできる資料なら、早急に入手したいという、事にならないということに疑問をもちます。

教育委員会の、存在に関わることにもなりかねません。生徒、職員の健康にかかわることに、鈍感な対応と受け取れかねないからです。

そうであるからなおさら、豊橋の取り組みを知りたい請願人は、自ら、この文書を手に入れるしかないと考え、豊橋市に請求をしました。

2017年4月18日に入手（資料9）しました。「始業前には活動しない」ということでした。これは、他の自治体も、同じ動きがあるとのこ

とです。

豊橋の事例を、県教委に、参考、活用してもらえたらありがたいこととです。

- (11) 追記 念のために、4月当初にも、体育スポーツ課職員に、豊橋市教育委員会から送ってこないのですか、「来ていません。」こちら(県教委)から情報収集ということで求めることはないですか、「ありません。」ということでした。これから求めることは、「ありません」
- (12) 「部活動」については、何らかの見直しが行われているところではないかと受け取っていましたが、そのための情報収集を含め、あえて関心を示そうとされない、職員の「ありません」の、回答は疑問をもちました。
- (13) 日進市について、当初、ないということであったが、事務局内で、確認された部署が持っていなかったということのようである。
そうであるとする、総務課の担当者が、確認する部署が不十分であったということになる。
請求項目、内容等から、どの部署が文書を持っているかということ、検索できるようになっていないということである。そのようにならないことを、今回請願で求めていることである。
- (14) 以前、名古屋市でもありました。2つの部署(A、Bとする)に関わる事例についてですが、開示請求に応じて、確認をされた担当者が、Aだけにあるかないかを確認して。そのA部署が、請求者に不開示の通知を出しました。しかし、その後、Bの部署に請求された文書があることが判明、補正ということで、Bの部署が開示されるということがありました。
その後名古屋市教育委員会は、請求内容の文書に関して、全部署で確認する体制にされたとのことでした。
- (15) 今回の事例も、本件、日進市の事例と同じようなケースと考えられます。
- (16) 担当者の思い込み、もしくは、経験上からだけでは、部署が多すぎます。現状では、同じことが起きてもおかしくありません。情報公開における問題では、県教委においては、文書の特定、管理について10年前、問題があった(資料7)ことも、参考にこの請願を採択してもらうことを願うものです。

請願項目、

- 1 行政文書、(資料等も含む)について、各課、授受した場合、受け取った時

に、文書についての整理をする。(受入日、文書項目、文書の内容、文書の作成者 の一元管理を行う。)

- 2 県内教育団体、関係機関等からの、教育情報をすばやく、積極的に収集する事。
- 3 収集した教育情報は、すみやかに、公開すること。

添付資料 その説明

全て写し

資料1 開示のためのメモ、2017年3月10日 開示請求にあたって、開示窓口(自治センター2階)で、開示内容を示した、もの。窓口が、教育委員会総務課に確認した結果、下段の記載ないとのこと(その時は、ないととのことでした。)

資料2 行政文書開示請求書(2017年3月13日付)

資料3 行政文書開示決定通知書(28尾教第2955号)

資料4 行政文書不開示決定通知書(28教保第1475号)

資料5 行政文書開示決定通知書(28教職第1208号)

資料6 調査用紙2【6/9】2017年4月7日 尾張教育事務所で、受けとった文書(3枚)

資料7 2007年7月25日付 教育委員会総務課長 回答(3枚)

「原本教頭の机の引き出しにありましたが、教頭は所在を承知しておらず、不明の状態でした。」

請求した、文書を当初、ないとした事案に対する質問に対する回答です。

資料8 2017年3月7日付、中日新聞 「豊橋の中学校 朝練を中止」

資料9 豊橋市教育委員会の通知文書(公文書公開決定通知書)(3枚)

2017年3月7日に新聞で報道された、「豊橋の中学校朝練を中止」の通知文書です。これまで、豊橋市教育委員会が、出していた、

「部活動指導の手引」の改訂版の改定部分について、明記されたものととのことです。改定部分一部 について、「保護者のみなさま」への文書(資料9)にも明記

中学校、始業前は活動しない。

授業後の活動は、2時間程度とする。6、7月でも18時終了とする。などある。

2017. 3月10日 16時55分
県教委

① 目進市 (部活動中) 中学校校長と小学校長
でかわしん、賞状は
ついでに
唯の

② 豊橋市 (部活動中) 朝練習中止
についでわかるもの

たんの
ニ七

行政文書開示請求書

平成 2017 年 3 月 13 日



愛知県教育委員会 殿

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕

郵便番号

住所(居所)又は

事務所(事業所)の所在地

電話番号

行政を考える住民の会
事務局 宮崎 邦彦

愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	<p>① 2017年3月7日 中目新街 豊橋市教委、部活動、朝練習中止通知 2月24日の校長会へ通知 (方針)</p> <p>② 県教委が指摘されている北名古屋市と小牧市の朝練習、小費例的に行なわれていたこと。についてわかるもの一切。</p> <p>③ 日進北中^{校長}と竹の山小^{校長}の覚書(2017年3月^{3月4日}より) および覚書の内容に該当する件、一切。 (知る)</p>
開示の実施の方法 〔希望する方法を○で囲んでください。〕	<p>① 閲覧・視聴</p> <p>② 写しの交付 閲覧後、決める。 (写しの郵便等による送付 希望する・<input checked="" type="radio"/>希望しない)</p>
※ 備 考	<p>行政文書の名称</p> <p>担 当 課 等</p> <p style="text-align: right;">03566</p>

注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。)を負担していただきます。

2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

3 ※の欄は、記入する必要が

備考 用紙の大きさは、日本工業規格

(受取書は、別紙 2ページ)



資料3

行政文書開示決定通知書

28尾教第2955号

平成29年3月27日

行政を考える住民の会

事務局 宮崎 邦彦 様

愛知県教育委員会



平成29年3月13日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	平成28年度学校体育実施状況調査（抜粋） ・平成28年度学校体育実施状況調査回答[北名古屋市]（抜粋） ・平成28年度学校体育実施状況調査回答[小牧市]（抜粋） 〔②県教委がはあくされている北名古屋市と小牧市の朝練習、慣例的に行われていないことについてわかるもの一切。〕	
開示を実施する日時及び場所	日 時	平成29年4月7日 午前2時 午後
	場 所	尾張教育事務所 (愛知県三の丸庁舎5階)
開示の実施の方法	閲覧及び写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 希望する枚数×10円 (A3判以下) 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
担 当 課 等	尾張教育事務所 総務課総務・給与グループ 電話052-961-1856	

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

~~3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれません。~~

行政文書不開示決定通知書

28教保第1475号

平成29年3月27日

行政を考える住民の会
事務局 宮崎 邦彦 様

愛知県教育委員会

平成29年3月13日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	①2017年3月7日中日新聞 豊橋市教委、部活動、朝練習中止通知（方針） 2月24日の校長会で通知
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担 当 課 等	学習教育部保健体育スポーツ課学校体育グループ 電話052-954-6825

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

行政文書開示決定通知書

28 教職第 1208 号

平成 29 年 3 月 27 日

行政を考える住民の会
事務局 宮崎 邦彦 様

愛知県教育委員会



平成 29 年 3 月 13 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

行政文書の名称	日進市立日進北中学校及び同市立竹の山小学校における教育活動に関する覚書 〔 日進市の、、、 ③日進北中校長と竹の山小校長の覚書（2017 年 3 月はじめ県職より知る）および覚書の内容に関する件一切。 〕	
開示を実施する日時及び場所	日 時	平成 29 年 4 月 5 日 午前 10 時 午後
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2 階）
開示の実施の方法	閲覧及び写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 希望する枚数×10 円（A3 判以下） 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
担 当 課 等	管理部教職員課県立学校人事グループ 電話 052-954-6769（ダイヤル）	

- 注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
3 ~~「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

7/12/11

校長教員事務 2017.4.7
資料6
(3枚)

(5) 活用の内訳

《※②・③については、活用人数と、謝金等を支払った場合、例にならない金額等を記入してください。無償の場合は記入の必要はありません。》

例：1回、2時間、3,000円で年25回》

- ① 県の事業で活用した。
- ②-1 市町村の事業で活用した。→活用人数②-2
→謝金等を支払った場合②-3に金額等を記入
- ③-1 学校独自で配置した。→配置人数③-2
→謝金等を支払った場合③-3に金額等を記入
- ④ その他《※具体的にお答えください。》

(6) 活用していない理由

- ① 必要性を感じなかった。
- ② 学校側の希望条件に合う人がいなかった。
- ③ 外部指導者の探し方が分からなかった。
- ④ 活用のための予算化ができなかった。
- ⑤ その他《※具体的にお答えください。》

設問 8 部活動の状況について、該当する欄に「1」を入力してください。

(1) 入部状況

- ① 全ての学年で全員参加制としている。
- ② 全ての学年ではないが、下記の学年で全員参加制としている。
《※該当学年全てを選択》
(ア) 1年 (イ) 2年 (ウ) 3年
- ③ 全ての学年で希望制としている。

(2) 運動部活動についての活動状況《※大会・定期テスト期間等を除く。》

- ① 休みは顧問の裁量に任せ、年間を通じて活動している。
- ② 土日及び祝日は一定のルールで休養日を設け、平日は毎日活動している。
- ③ 土日及び祝日だけでなく、平日にも一定のルールで休養日を設け活動している。
- ④ その他《※具体的にお答えください。》

(3) 運動部活動についての朝練習の有無《※大会・定期テスト期間等を除く。》

- ① 年間を通じて、平日の朝練習を行っている。《※(4)にもお答えください。》
- ② 季節や期間を限定して、朝練習を行っている。《※(4)にもお答えください。》
- ③ 平日の朝練習を行っていない。

(4) 運動部活動の朝練習の活動状況

- ① 毎日活動している。
- ② 週に1日は、休養日を設けている。
- ③ 週に2日は、休養日を設けている。
- ④ その他《※具体的にお答えください。》

(5) 複数校合同運動部の活動の有無

- ① 複数校合同で活動している運動部がある。《※(6)にもお答えください。》
- ② 複数校合同で活動している運動部はない。

		NO	1	2	3	4	5	1	7	8	9
設問		中学校名	小牧中学校	味岡中学校	篠岡中学校	北里中学校	応時中学校	岩崎中学校	桃陵中学校	小牧西中学校	光ヶ丘中学校
		回答番号									
設問 8	(3) ①	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0
部活動	②	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③	229	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(4) ①	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③	232	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④	233	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		NO	1	2	3	4	5	6
設問		中学校名	師勝中学校	西春中学校	白木中学校	訓原中学校	熊野中学校	天神中学校
		回答番号						
設問 8	(3) ①	227	0	0	0	0	0	0
部活動	②	228	0	0	0	0	0	0
	③	229	1	1	1	1	1	1
	(4) ①	230	0	0	0	0	0	0
	②	231	0	0	0	0	0	0
	③	232	0	0	0	0	0	0
	④	233	0	0	0	0	0	0

資料7

平成 19 年 7 月 25 日

宮崎 邦彦 様

愛知県教育委員会総務課長



平成 19 年 7 月 9 日付けの御質問について

平成 19 年 7 月 9 日付けで愛知県教育委員会あてにいただきました御質問につきまして、下記の通り回答いたします。

記

再質問 1

教職員課において確認したところ、状況については以下のとおりです。

(1) 資料 1、2、6、7、9 及び 10 について

ア 3 月 1 日時点では、原本は教頭の机の引き出しにありましたが、教頭は所在を承知しておらず、不明の状態でした。

イ 校長は、当該職員の夏季休業中の研修承認に係る一連の文書が決裁途上であったために、開示対象文書となるという認識を持っておりませんでした。本来は開示請求の対象文書とすべきであったと考えられます。

ウ 複写した時期の記録はありませんが、複写は平成 18 年 10 月頃には手元がありました。

エ 4 月 23 日時点では、原本は教頭の机の引き出しにありましたが、教頭は所在を承知しておらず、不明の状態でした。

オ 4 月 19 日、依然として原本の所在が不明のままであったが、前年度の出勤簿処理が滞っていたので、4 月 19 日段階で A 教諭の研修を承認するために、校長、教頭はウの複写を用いて研修申請の内容を確認し、欄外に押印したため、資料 1、2、6、7、9 及び 10 の状態になりました。これは、改めて押印しなければ、A 教諭の研修承認を根拠づける文書が存在しないことになると考えての処置でした。

なお、資料 2、6、7、9 及び 10 については、校長の印は欄外にあり

ませんが、これは、複写の時点では第一教頭及び校長の印が押していないものであったため、校長は、本来の印座に押印をしたものです。

(2) 資料 3、4、5 及び 8 について

ア 3月1日時点では、A教諭が保管したまま校長からの提出の求めに応じていない状態でした。

イ 校長は、当該職員の夏季休業中の研修承認に係る一連の文書が決裁途上であり、また本人が提出に応じておらず、手元に存在しなかったために、開示対象文書となるという認識を持っておりませんでした。本来は開示請求の対象文書とすべきであったと考えられます。

ウ 4月23日時点では、原本は教頭が保管しており、所在も承知している状態でした。

再質問 2

愛知県教育委員会では、県民の皆様から毎日、ご要望やご意見又はご質問を受け付けております。

特にご質問については、回答内容を的確に理解していただくことを最優先に考え、質問者が回答内容の誤解等をすることのないよう、その質問内容により、さまざまな方法で回答をしております。

また、質問者から回答手段（電話・文書など）の指定があった場合におきましても、その要望には応えるよう考慮しておりますが、他の手段の方がより的確に理解が図れると判断した場合は、他の手段によることとしています。

今後も、質問者が十分に理解を深められる手段により回答するものです。

再質問 3

今回の行政文書についての開示決定における文書特定は、校長判断により行われたものです。また、平成19年5月9日付けの教育企画室からの回答もその判断について説明したものであります。

しかしながら、

①研修承認申請書については、校長の決裁が終わっていること

②研修結果報告書については、本人に書き直しを命じている時点で本文書は廃案となっており、組織共用行政文書に当たらないと判断する余地もあると思われませんが、一度決裁に付され、校長の指示がされていること

以上のことから、厳密に考えれば、これらの文書については、組織共用行政文書と判断し、開示・不開示の決定をすべきであったと考えられます。

また、一時的に文書の所在が不明になっており、文書の管理に不備があったと考えられます。

今後、このようなことがないよう文書の特定及び管理について、当該校長及び事務長に対して改めて指導してまいりたいと考えております。

様式第2 (第4条関係)

公文書公開決定通知書

29豊教学 第86号

平成29年4月13日

行政を考える住民の会

事務局 宮崎 邦彦 様

豊橋市教育委員会



平成29年3月31日付けで公開請求のありました公文書については、次のとおり公開することとしましたので、豊橋市情報公開条例第10条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	部活動指導の手引き(改訂版)に基づいた部活動運営における変更点について(通知)		
公開を実施する日時及び場所	日時	平成29年 4月18日	午前 1時 00分 午後
	場所	じょうほうひろば	
公開の実施の方法	閲覧(必要によりコピー)		
担当部署	教育部(局) 学校教育課(室) 電話番号 0532(51)2816		

- (注) 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の公開場所までお越しください。
2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当部署までご連絡ください。

平成29年2月24日

豊橋市立小中学校長 様

豊橋市教育委員会

教育長 山西正泰

部活動指導の手引き(改訂版)に基づいた部活動運営における変更点について(通知)

このことについて、生徒・保護者の共通理解のもと部活動運営が円滑に行われるよう、下記のことについて、貴校教職員及び児童生徒・保護者への周知をお願いします。

記

1 改訂のねらい

平成24年度版「部活動指導の手引き」は、学校教育活動の一環としての部活動が、組織的・計画的に行われること、安全管理体制の充実を図ること、地域のスポーツクラブ指導者との連携を図ることなどを柱として、編集されていました。

今回の手引きにつきましては、この5年間の部活動運営や指導方法等について振り返るとともに、適正な部活動運営のあり方について再検証をし、成長期にある子どもたちの健康で安全な活動を担保する必要から以下の内容を改訂することとしました。

2 改訂の骨子

- (1) 活動の意義において「児童生徒の安全の確保・健全な心身の育成」を最優先に位置づけた
- (2) 適正な活動時間や休養日を設定した
- (3) 始業前には活動をしない旨を明記した
- (4) 外部指導者の承認・採用手順等を明記した
- (5) 活動に際しての児童生徒の健康観察項目を示し、チェック表を掲載した
- (6) 食事や睡眠の重要性について明記した
- (7) 熱中症の予防運動指針等を更新した
- (8) 運動部活動に関わる服務・手当等一覧を掲載した

3 その他

- (1) 部活動指導の手引き(改訂版)は、平成29年4月1日から実施します。
- (2) 今年度の3月中に、別添資料を部活動に該当する学年の児童生徒の家庭に配付してください。
また、適宜機会を設けて児童生徒・保護者への周知をお願いします。
- (3) 保護者からの問い合わせについて、不明な点は下記担当までお願いします。

担当 教育部教育政策課(河合成始)

電話 0532-51-2819

FAX 0532-56-5104

平成29年3月 日

保護者のみなさま

豊橋市立〇〇小(中)学校
校長 〇〇〇〇

平成29年度からの豊橋市立小中学校部活動運営について(お知らせ)

木々の芽吹きに春を感じるこの頃、みなさまにおかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、平成29年2月24日付けで、豊橋市教育委員会から通知がありました。

つきましては、下記の内容について本校教職員が共通理解を図り、お子さんの健康で安全な活動を重視した、より適正な部活動運営を行ってまいりますのでよろしくお願い致します。

記

1 豊橋市立小中学校が目指す部活動運営の方向性

- (1) 児童生徒の「安全の確保・健全な心身の育成」を大前提とした運営を行う。
- (2) 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、組織的・計画的な運営を行う。
- (3) 学校と地域が連携・協力して、児童生徒の健全な心身の育成を図る。

2 豊橋市教育委員会から通知のあった部活動運営に関する主な内容

- (1) 最優先事項として、「児童生徒の安全確保・健全な心身の育成」を位置づけること。
- (2) 適正な活動時間や休養日を設定すること。

【小学校】

- 平日に2日以上休養日を設ける。日曜日・祝祭日は活動しない。
- 授業後の活動は2時間以内とする。日の長い6～7月でも17時30分終了とする。

【中学校】

- 平日に1日は休養日を設ける。土日・祝祭日を含め、週に2日の休養日を設ける。
- 授業後の活動は2時間程度とする。日の長い6～7月でも18時終了とする。

(3) 始業前に活動をしないこと。

※利用可能エネルギー〔(摂取エネルギー) - (運動による消費エネルギー)] 不足になると、体に貯めている栄養を使うようになり、お子さんの成長に影響が出ることもあります。

- (4) 地域の方々と連携・協働体制を構築して、児童生徒の育成を図ること。
- (5) 児童生徒の運動・学習面の成長には、食事や睡眠が重要であること。

3 上記1、2のことは、平成29年4月1日から実施